

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本トレーナー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区西五反田6丁目3番15号に置く。またこの法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康、運動、スポーツ事業に関する取り組みを推進することによって、自立し活力ある国民を増やすことを目的とし、もって日本政府の財政の健全化、安定した企業の経済活動と国民の活発な消費活動、人材の育成、地域コミュニティーの強化など、我が国の政治・経済・文化の発展に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康、運動、スポーツ事業に関する調査・研究。
- (2) 健康、運動、スポーツ事業に関する研修会・セミナー等の開催。
- (3) 健康、運動、スポーツ事業に関する教育及び就職支援事業。
- (4) 健康、運動、スポーツ事業に関する情報の収集及び提供。
- (5) 健康、運動、スポーツ事業に関する内外関係機関等との交流及び協力。
- (6) 健康、運動、スポーツ事業に関する知的財産権の維持・管理及び保全。
- (7) 健康、運動、スポーツ事業に関する苦情処理及び相談。
- (8) 健康、運動、スポーツ事業に関する企画および運営、その他各種代行業務。
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員:この法人の事業に賛同して入会した、運動やスポーツ、栄養指導などの健康産業を営む個人及び法人、並びにこれらの者を構成員とする団体。
- (2) 賛助会員:この法人の事業に賛同し、その事業に協力しようとするために入会した個人及び法人、並びにこれらの者を構成員とする団体。

(正会員等の資格の取得:入会について)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸貸対照表及び損失計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、2人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事には、その職務を行うに要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給については、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第29条 この法人に、任意の機関として、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会員の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問は、理事会において選任する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給については、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第47条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	生西聖治
設立時理事	染谷栄一
設立時理事	中西健夫
設立時理事	古小路勝利
設立時監事	笥智家至

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所	東京都品川区西五反田
	氏名	生西聖治
設立時社員	住所	東京都足立区西新井栄町
	氏名	三代学

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本トレーナー協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年8月21日

設立時社員 生西聖治

設立時社員 三代学